



市税(料)等の減免

☎ 税務課 ☎ 23-2162、23-5147

震災で被害を受けた人の市税(料)等を減免します。該当すると思われる人は、忘れずに申請してください。

◆対象年度

市県民税・固定資産税・都市計画税・国民健康保険税・介護保険料は、災害発生日以後に到来する平成22年度および23年度分

◆申請期間

5月9日(月)～5月31日(火) (土・日曜日を除く)

◆申請場所

税務課(市役所本庁舎3階)または各総合支所市民税務課

◆提出書類

減免申請書、り災証明書など被害状況の確認ができる書類(大崎市にり災証明書・被災証明書の申請をしている人は不要)

1. 市県民税・国民健康保険税・介護保険料

◆対象者

① 今回の震災で、納税義務者が死亡した人、生活保護を受けることとなった人、障害者となった人

② 平成22年中の所得が1,000万円以下で、居住する家屋が半壊以上の損害を受けた人

◆減免割合

対象者①の減免割合

| 区分 | 減免割合 |
|---------------------------------|-------|
| 納税義務者が死亡したとき | 全部 |
| 納税義務者が生活保護法に基づく生活扶助を受けることとなったとき | 全部 |
| 納税義務者が地方税法に規定する障害者となったとき | 10分の9 |

対象者②の減免割合

| 平成22年中の合計所得金額 | 減免割合 | |
|---------------|-------|------------|
| | 住宅が半壊 | 住宅が大規模半壊以上 |
| 500万円以下であるとき | 2分の1 | 全部 |
| 750万円以下であるとき | 4分の1 | 2分の1 |
| 750万円を超えるとき | 8分の1 | 4分の1 |

2. 固定資産税・都市計画税

◆対象者

所有する固定資産が、次のような損害を受けた人

土地：被害面積が、当該面積の10分の2以上であるとき

家屋：全壊、大規模半壊または半壊であるとき

償却資産：価格が10分の2以上の価値を減じたとき

◆減免割合

①土地

| 損害の程度 | 減免割合 |
|----------------------------------|-------|
| 被害面積が当該土地の面積の10分の8以上であるとき | 全部 |
| 被害面積が当該土地の面積の10分の6以上10分の8未満であるとき | 10分の8 |
| 被害面積が当該土地の面積の10分の4以上10分の6未満であるとき | 10分の6 |
| 被害面積が当該土地の面積の10分の2以上10分の4未満であるとき | 10分の4 |

②家屋

| 損害の程度 | 減免割合 |
|-------------|-------|
| 全壊もしくは大規模半壊 | 全部 |
| 半壊 | 10分の5 |

③償却資産

| 損害の程度 | 減免割合 |
|----------------------------|-------|
| 価格が10分の10の価値を減じたとき | 全部 |
| 価格が10分の6以上10分の8未満の価値を減じたとき | 10分の8 |
| 価格が10分の4以上10分の6未満の価値を減じたとき | 10分の6 |
| 価格が10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき | 10分の4 |

固定資産課税台帳の縦覧期間

☎ 税務課土地担当・家屋担当 ☎ 23-2162

通常は4月1日から5月31日までの固定資産課税台帳の縦覧期間を、次のとおり変更します。

◆縦覧期間

6月1日(水)～8月1日(月) (土・日曜日、祝日を除く)

※なお、固定資産税・都市計画税の納期限も2カ月延長します【1回目は8月1日(納期限は7月31日ですが、日曜日のため翌日の8月1日になります)。5ページ「納期の繰り下げ」の表参照】。

◆縦覧場所

税務課(市役所本庁舎3階)または各総合支所市民税務課

後期高齢者医療保険料の減免

☎ 税務課国民健康保険税担当 ☎ 23-5147

平成23年度の後期高齢者医療保険料は、宮城県後期高齢者医療連合の決定を受け、対象となる人を減免します。

◆対象者

平成22年中の所得が1,000万円以下で、居住する家屋または家財に大きな損害を受けた人

◆減免割合

| 平成22年中の合計所得金額 | 居住する家屋または家財の損害の程度(損害保険等による補てん分を除外した額) | 減免割合 |
|---------------|---------------------------------------|------|
| 500万円以下であるとき | 10分の5以上のとき | 全部 |
| | 10分の3以上10分の5未満のとき | 2分の1 |
| 750万円以下であるとき | 10分の5以上のとき | 2分の1 |
| | 10分の3以上10分の5未満のとき | 4分の1 |
| 750万円を超えるとき | 10分の5以上のとき | 4分の1 |
| | 10分の3以上10分の5未満のとき | 8分の1 |

◆提出書類

減免申請書、り災証明書など被害状況の確認ができる書類(大崎市にり災証明書・被災証明書の申請をしている人は不要)、住宅・家財等の災害直前の時価と所有者等を確認できる書類(固定資産課税証明書または不動産鑑定証書など)、災害補償費関係書類(家屋・家財等)

※申請期間・申請場所は、市税(料)等の減免(P4)と同じ

水道料金、公共下水道使用料等の減免

☎ 大崎市水道お客様センター ☎ 0120-366-171
下水道課 ☎ 52-5831

震災により、水道、公共下水道、農業集落排水、公設浄化槽、地域下水の使用料等を、次のように減免します。

◆減免対象期間

平成23年4月分(使用期間：3月の検針日から4月の

検針日まで)

【水道】

◆減免内容

①対象期間の基本料金はすべて減免②地震による給水装置破損の漏水があった場合は、申請により使用料(水量料金)を過去3カ月の平均使用水量で認定し減免③住宅等の損壊で水道が使用できなかった場合は、申請により減免

※③の減免を受ける場合は、り災証明書が必要です。

【公共下水道、農業集落排水、公設浄化槽、地域下水】

◆減免内容

①対象期間の基本使用料はすべて減免②住宅等の損壊で下水道が使用できなかった場合は、申請により減免

※②の減免を受ける場合は、り災証明書が必要です。

国民年金保険料の免除

☎ 市民課 ☎ 23-6079
古川年金事務所 ☎ 23-1203

震災により、住宅、家財、その他の財産について、おおむね2分の1以上の損害を受けた場合、本人の申請に基づき、平成23年2月分から6月分までの国民年金保険料が全額免除になります。

申請する場合は、震災前の財産の概要とその価格を把握してきてください。

◆申請に必要なもの

市民課窓口備え付けの国民年金保険料免除・納付猶予申請に係る被災状況届、り災証明書または被災証明書の写し

◆免除申請期限

平成23年7月31日まで

※平成23年7月分以降については、改めて免除の申請が必要です。詳しくは、お問い合わせください。

納期の繰り下げ

次の税(料)の納期を繰り下げます。納期欄の「繰り下げ」の部分が、平成23年度の納期です。平成23年度国民健康保険税(普通徴収)と介護保険料(普通徴収)は、通常10回の納期を9回に集約します。

| 税目 | 納期 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|-------------------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|-----|
| 軽自動車税 | 現行 | 全期 | | | | | | | | | | |
| | 繰り下げ | | 全期 | | | | | | | | | |
| 固定資産税 都市計画税 | 現行 | 第1期 | | 第2期 | | 第3期 | | | 第4期 | | | |
| | 繰り下げ | | | 第1期 | | 第2期 | | | 第3期 | | 第4期 | |
| 国民健康保険税 (普通徴収) | 現行 | 第1期 | 第2期 | 第3期 | 第4期 | 第5期 | 第6期 | 第7期 | 第8期 | 第9期 | 第10期 | |
| | 繰り下げ | | | 第1期 | 第2期 | 第3期 | 第4期 | 第5期 | 第6期 | 第7期 | 第8期 | 第9期 |
| 介護保険料 (普通徴収) | 現行 | 第1期 | 第2期 | 第3期 | 第4期 | 第5期 | 第6期 | 第7期 | 第8期 | 第9期 | 第10期 | |
| | 繰り下げ | | | 第1期 | 第2期 | 第3期 | 第4期 | 第5期 | 第6期 | 第7期 | 第8期 | 第9期 |